

序章 計画策定について

1 計画の背景

我が国では、急速な少子高齢化により、総人口に占める 65 歳以上人口の割合（高齢化率）は年々増加し、世界でも類を見ない超高齢社会となっています。また、国民医療費は増加の一途をたどり、平成 27 年度は 42 兆 3,644 億円（前年度比 3.8%増）となり、推計結果を開始した昭和 29 年度以降過去最高額となりました。

このような中で、誰もが安心して医療を受けることができる国民皆保険を維持していくために、国民医療費の約 3 分の 1 を占める生活習慣病の予防を目的とした特定健康診査（以下、「特定健診」という。）・特定保健指導の実施が、「高齢者の医療の確保に関する法律」（以下、「高確法」という。）により、各医療保険者に義務付けられました。

広島市においても、広島市国民健康保険（以下、「広島市国保」という。）の医療保険者として、「広島市特定健康診査等実施計画（第 1 期 平成 20 年度～平成 24 年度、第 2 期 平成 25 年度～平成 29 年度）」を策定し、被保険者等に対して、特定健診及び健診の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する特定保健指導を実施してきました。

第 3 期計画では、これまでの取組をさらに強化するとともに、市民の健康の保持増進、健康寿命の延伸等を図っていきます。

2 計画の位置づけ

- (1) 高確法第 19 条第 1 項により医療保険者が特定健康診査等基本指針に即して、6 年ごとに、6 年を一期として、策定することと規定されている「特定健康診査等実施計画」とします。
- (2) 第 5 次広島市基本計画の健康づくり分野に関する部門計画とし、本市の健康増進計画である「元気じゃけんひろしま 2 1（第 2 次）」との連携を図りながら策定します。
- (3) 「第 2 期広島市国民健康保険データヘルス計画」との連携を図りながら策定します。

3 計画の期間

計画の期間は、平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間とします。

『高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条第 1 項』

保険者は、特定健康診査等基本指針に即して、六年ごとに、六年を一期として、特定健康診査等の実施に関する計画（以下「特定健康診査等実施計画」という。）を定めるものとする。

『特定健康診査等基本指針』

第 3 特定健康診査等実施計画の作成に関する重要事項

- 一 達成しようとする目標
- 二 特定健康診査等の対象者数に関する事項
- 三 特定健康診査等の実施方法に関する事項
- 四 個人情報保護に関する事項
- 五 特定健康診査等実施計画の公表及び周知に関する事項
- 六 特定健康診査等実施計画の評価及び見直しに関する事項
- 七 その他特定健康診査等の円滑な実施を確保するために保険者が必要と認める事項

特定健康診査等実施計画
に記載すべき事項